

(別紙1)

小諸市地域活動支援センター事業実施業務委託基本仕様書

1 業務名

小諸市地域活動支援センター事業実施業務

2 業務目的

地域活動支援センター事業を実施することにより、障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

3 履行期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

4 履行(設置)場所

小諸市内(受注者自らが1箇所場所を用意し、地域活動支援センターを設置する。)

5 委託料

年額9,000,000円(税込み)

6 委託料の支払い方法

委託金額を前金2回の均等払いとする。

7 業務内容

受託者は、自らが用意した場所において、小諸市地域活動支援センター事業実施要綱(平成28年小諸市告示147号)に基づき、次により地域活動支援センター事業を行う。

(1) 事業の実施日等

ア 開所日は、原則週5日とする。

イ 開所時間は、原則10:00～17:00とする。

(2) 利用定員

1日10人以上とし、機能強化事業を実施する場合は、地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に規定する定員以上とする。

(3) 場所等

地域活動支援センターの設置場所は、利用者が利用するにあたり利便性に優れていること。

(4) その他

事業の実施にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 64 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年長野県規則第 17 号）を遵守すること。